

第36号（令和2年5月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目次

頁

【規則】

- △ 横浜市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則【経済局消費経済課】 3
- △ 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】 4

【告示】

- △ 公印の新調【総務局行政・情報マネジメント課】 5
- △ 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第1号）ほか1件の要領公表【財政局財政課】 6
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 幼保連携型認定こども園の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 令和2年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】 13
- △ 令和2年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】 14
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 15
- △ 横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 16

【公告】

- △ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】 17
- △ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】 18
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 19
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 21
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 22
- △ 横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】 24
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 25
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 26
- △ 同 【建築局調整区域課】 27
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 28
- △ 同 【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 31
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 32

【区告示】

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】 33
- △ 同 【鶴見区地域振興課】 34

△	同	【戸塚区地域振興課】	35
△	同	【戸塚区地域振興課】	36
△	同	【戸塚区地域振興課】	37
△	同	【港南区地域振興課】	38
△	同	【都筑区地域振興課】	39
△	同	【青葉区地域振興課】	40
【監査委員】			
△	住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】		41
【市会】			
△	令和2年第1回市会臨時会会議事項（第1日）【議事課】		42
△	令和2年第1回市会臨時会会議事項（第2日）【議事課】		43

規 則

横浜市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第52号

横浜市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市消費生活条例施行規則（平成8年9月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第18号様式表面中「横浜市代表者横浜市長（）」を「横浜市（）」に改め、同様式裏面中「横浜市中区港町1丁目1番地」を「横浜市中区本町6丁目50番地の10」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

食 品 衛 生 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 53 号

食 品 衛 生 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

食 品 衛 生 法 施 行 細 則 （ 昭 和 31 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 83 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

第 26 条 中 「 第 9 条 第 1 項 た だ し 書 」 を 「 第 10 条 第 1 項 た だ し 書 」
に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 2 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 390 号

公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (精 神 保 健 福 祉 課 専 用)	令 和 2 年 5 月 25 日	<p>(方 21 ミ リ メ ー ト ル)</p>

横 浜 市 告 示 第 391 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) ほ か 1 件
の 要 領 公 表

令 和 2 年 5 月 15 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) ほ か 1 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 392 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 山 手 モ ン テ ッ ソ ー リ 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 横 濱 山 手 教 育 研 究 所
代 表 者	代 表 取 締 役 大 多 和 満
施 設 長	大 多 和 満
規 模 （ 延 床 面 積 ）	317.39 m ²
定 員	57 人
所 在 地	鶴 見 区 豊 岡 町 38 番 7 号

横 浜 市 告 示 第 393 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	菊 名 こ ど も 園
設 置 者	株 式 会 社 こ ど も の 森
代 表 者	代 表 取 締 役 久 芳 敬 裕
施 設 長	齋 藤 愛 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	358.89 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 錦 が 丘 19 番 18 号

横浜市告示第 394 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	わらべ細谷戸保育園
設置者	社会福祉法人清心福祉会
代表者	理事長 青木 訓行
施設長	大久保 美由紀
規模（延床面積）	375.93 m ²
定員	71人
所在地	瀬谷区瀬谷町 5,945 番地の2

横 浜 市 告 示 第 395 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 (昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
廃 止 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	杉 山 神 社 保 育 園
所 在 地	鶴 見 区 岸 谷 一 丁 目 20 番 61 号

横 浜 市 告 示 第 396 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 (昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止承認年月日	令和2年3月31日
廃止年月日	令和2年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	第二瀬谷愛児園
所在地	瀬谷区中央2番地の2

横 浜 市 告 示 第 397 号

幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 認 可

就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 18 年 法 律 第 77 号 ） 第 17 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
施 設 名 称	認 定 こ ど も 園 あ ざ み 野 白 ゆ り 幼 稚 園
設 置 者	学 校 法 人 白 井 学 院
代 表 者	理 事 長 白 井 雅 人
園 長	白 井 三 根 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	3193.89 m ²
定 員	604 人
所 在 地	青 葉 区 大 場 町 596 番 地

横 浜 市 告 示 第 398 号

令 和 2 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 の 保 険 料 率

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 (昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) 第 16 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 16 条 の 6 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 17 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 令 和 2 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 の 保 険 料 率 を 次 の よ う に 定 め た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 基 礎 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0722

(2) 被 保 険 者 均 等 割 34,320 円

2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0217

(2) 被 保 険 者 均 等 割 10,320 円

3 介 護 納 付 金 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0246

(2) 被 保 険 者 均 等 割 14,450 円

横 浜 市 告 示 第 399 号

令 和 2 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 料 の 賦 課 額 を 減 ず る
額

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 (昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) 第 19
条 の 2 第 1 項 及 び 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 施 行 規 則 (昭 和 36 年 3 月
横 浜 市 規 則 第 10 号 。 以 下 「 規 則 」 と い う 。) 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に
よ り 、 令 和 2 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 料 の 賦 課 額 を 減 ず る 額 を
次 の と お り 定 め た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 基 礎 賦 課 額

- | | | |
|-----|------------------------------------|----------|
| (1) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額 | 24,024 円 |
| (2) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額 | 17,160 円 |
| (3) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額 | 6,864 円 |

2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 額

- | | | |
|-----|------------------------------------|---------|
| (1) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額 | 7,224 円 |
| (2) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額 | 5,160 円 |
| (3) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額 | 2,064 円 |

3 介 護 納 付 金 賦 課 額

- | | | |
|-----|------------------------------------|----------|
| (1) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額 | 10,115 円 |
| (2) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額 | 7,225 円 |
| (3) | 規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額 | 2,890 円 |

横浜市告示第400号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文子

第4項第1号アの表中

「

同 2号線	同	52	20
本牧ふ頭B突堤中央道路	同	1,425	40

」

を

「

同 2号線	同	52	20
同 7号線	同	182	19
同 8号線	同	178	19
同 9号線	同	114	13
本牧ふ頭B突堤中央道路	同	1,425	40

」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 401 号

横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プール 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り、横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プール 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り
 委 託 し た。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ア メ ニ テ イ シ ス テ ム 代 表 取 締 役 和 田 学	中 区 山 下 町 207 番 地 2 関 内 JS ビ ル 7 階	令 和 2 年 4 月 27 日 か ら 令 和 2 年 9 月 25 日 ま で

公 告

横 浜 市 公 告 第 290 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 7 及 び 第 49 条 の 4 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 を 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 年 月 日

令 和 2 年 4 月 1 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 上 菅 田 中 学 校	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 780

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類 （ ※ 1 ）			
		洪 水	崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り	高 潮	地 震
横 浜 市 立 上 菅 田 中 学 校	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 780	○	○	○	○

※ 1 異 常 な 現 象 の 種 類 毎 に 校 舎 及 び 体 育 館 を 指 定 す る 。 表 中 の 表 記 は 次 の と お り と す る 。 ○ : 全 て の 施 設 を 指 定 す る 。

横 浜 市 公 告 第 291 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場
所 の 指 定 の 取 消 し

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 6 の 規 定 に 基
づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定 を 、 次 の と お り 取 り
消 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 取 消 年 月 日

令 和 2 年 3 月 31 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 上 菅 田 小 学 校	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 134

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類
横 浜 市 立 上 菅 田 小 学 校	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 134	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 高 潮 、 地 震

横浜市公告第 292 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年5月25日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年4月27日	NPO法人 声物園	吉川 雅子	港南区港南台四丁目16番14号	この法人は、子どもから大人、シニアに至るまで主に声を発するまたは、音を聞くことができる人に対して、朗読を楽しむ機会の提供や音声コンテンツの制作に関する事業を行い、コミュニケーション能力向上、心と体の健康増進や心豊かな社会づくりにご貢献するとともに、朗読文化や読書活動、音声コンテンツ利用の普及と推進に寄与することを目的とする。
令和2年5月1日	特定非営利活動法人日	池田 進	旭区柏町25番地の6	この法人は、周囲からの配

	<p>本サポート マーク普及 協会</p>			<p>を必要とし て、人々に 対して、サ ポートマ ークに よる支援 する事業 の環境の と改善に すること を目的と する。</p>
<p>令和2年 5月7日</p>	<p>特定非営利 活動法人に じいろケア ハウス</p>	<p>山 田 舞</p>	<p>緑区中山五 丁目3番1 号</p>	<p>この法人は、 地域に暮らす 子どもから高 齢者の多世代 に対して、訪 問看護ステ ーションの運 営や子育て支 援、子育て中 の女性が働き やすい環境を 作り、様々な 世代が生き と活動できる 教室・サロン に関する事業 を行い、地域 と社会へ充 実した保健、 療及び福祉の 増進に寄与 することを 目的とする。</p>

横浜市公告第 293 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年5月25日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
令和2年5月8日	特定非営利活動法人 PDD サポートセンター グリーンフオーレスト	志 賀 利 一	都 筑 区 東 山 田 二 丁 目 3 番 17 - 103 号	この法人は、広汎性発達障害児・者に対して、社会生活支援に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

横浜市公告第294号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい

中区桜木町1丁目1番地の7

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋本 勝

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 ほか	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 ほか（変更箇所は届出書記載のとおり）
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後11時まで ほか	午前5時から午前0時まで ほか

- (4) 変更する年月日

令和2年4月18日

- (5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和2年4月15日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 295 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業 に 係 る 図 書 の 縦 覧
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 62 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業 に 係 る 図 書 の 写 し の 送 付 が あ っ た の で
、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 施 行 者 の 名 称
国 土 交 通 大 臣
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業
3 ・ 3 ・ 27 号 国 道 1 号 線
- 3 事 業 施 行 期 間
令 和 2 年 4 月 16 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で
- 4 事 業 地 の 所 在
 - (1) 収 用 の 部 分
西 区 中 央 一 丁 目 、 中 央 二 丁 目 及 び 浜 松 町 地 内
 - (2) 使 用 の 部 分
な し
- 5 縦 覧 場 所
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 296 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 鴨 志 田 町 第 一 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 297 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 7 月 10 日 第 31 開 1303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 9 番 地 の 7
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ エ ス テ ー ト
代 表 取 締 役 村 上 栄 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 3,041 番 の 4 か ら 3,041 番 の 20 ま で

横 浜 市 公 告 第 298 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 10 月 29 日 第 31 開 805 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 白 根 五 丁 目 1,562 番 の 1 から 1,562 番 の 4 ま で 、 1,562 番
の 6 から 1,562 番 の 11 ま で 、 1,562 番 の 13 及 び 1,562 番 の 14 の 一
部

横 浜 市 公 告 第 299 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 2 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
9.73 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 片 倉 一 丁 目 529 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人

横 浜 市 公 告 第 300 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
19.38 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,132 番 の 14 、 2,132 番 の 15 及 び 2,132 番 の 18
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎

横 浜 市 公 告 第 301 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 16 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
32.28 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 白 百 合 三 丁 目 965 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎

横 浜 市 公 告 第 302 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 4 月 1 日	30329	(新) エ イ チ エ ス シ ー 株 式 会 社	平 野 浩 一	横 須 賀 市 吉 井 4 丁 目 6 番 10 号
		(旧) 株 式 会 社 平 野 水 道		
令 和 2 年 4 年 1 日	00341	日 宝 工 業 株 式 会 社	(新) 三 橋 渡	西 区 み な と み ら い 4 丁 目 6 番 2 号
			(旧) 片 山 勝 久	

横 浜 市 公 告 第 303 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11402	株 式 会 社 豊 栄 建 設	中 区 本 牧 原 24 番 5 号	令 和 2 年 4 月 15 日

区告示

戸塚区告示第2号（令和2年5月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月8日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	木 内 剛 戸塚区戸塚町 4,421 番地の11	佐々木 望 美 戸塚区戸塚町 4,361 番地の30

鶴見区告示第5号（令和2年5月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、市場上町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月12日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	佐 野 壽 夫 鶴見区市場上町2番 22号	藤 田 徹 鶴見区市場上町6番 3号

戸 塚 区 告 示 第 3 号 (令 和 2 年 5 月 12 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 栄 む つ み 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 5 月 12 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	山 口 優 花 美 戸 塚 区 汲 沢 町 1,000 番 地 の 51	岩 倉 達 也 戸 塚 区 汲 沢 町 1,004 番 地 の 6

戸塚区告示第4号（令和2年5月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ぐみさわなか団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月12日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	柳 澤 秋 雄 戸塚区汲沢三丁目2 番1－153号	森 田 幸 一 戸塚区汲沢三丁目2 番2－233号

戸塚区告示第5号（令和2年5月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、諏訪久保町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月12日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
区域	戸塚区上矢部町 1,625番地、1,741番地、1,742番地、1,754番地、1,776番地、2,420番地、2,438番地、2,443番地、2,444番地、2,449番地、2,450番地、2,454番地、2,470番地、2,471番地、2,495番地及び2,501番地及び2,531番地の区域	戸塚区上矢部町 1,625番地の12から2,541番地の15までの区域
代表者の氏名及び住所	石橋起一 戸塚区上矢部町 2,501番地の35	赤石和美 戸塚区上矢部町 2,471番地の96

港南区告示第1号（令和2年5月13日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西洗自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月13日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	新 見 宏 港南区日限山四丁目 17番9号	池 上 登 士 男 港南区日限山四丁目 4番25号

都 筑 区 告 示 第 1 号 (令 和 2 年 5 月 13 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 都 筑 が 丘 第 2 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 5 月 13 日

横 浜 市 都 筑 区 長 中 野

創

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	高 橋 輝 保 都 筑 区 川 和 町 2,155 番 地 12	小 林 英 紀 都 筑 区 川 和 町 2,193 番 地 16

青 葉 区 告 示 第 2 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 千 草 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	加 納 武 則 青 葉 区 千 草 台 38 番 地 31	吉 濱 志 保 青 葉 区 千 草 台 38 番 地 2

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 7 号

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果 の 公 表 (令 和 2 年 3 月 13 日
受 付)

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に よ り
、 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 の 結 果 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	佐	藤	祐	文
同	高	橋	正	治

市 会

令 和 2 年 第 1 回 市 会 臨 時 会 議 事 項 (第 1 日)

- 1 開 会 日 時 5 月 12 日 午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

会 期 の 決 定

5 月 12 日 から 5 月 15 日 ま で の 4 日 間 と 決 定

- | | |
|-------------------|--|
| 市 報 第 1 号 | 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
の 専 決 処 分 報 告 |
| 市 第 1 号 議 案 | 横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 |
| 市 第 2 号 議 案 | 令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号
) |
| 市 第 3 号 議 案 | 令 和 2 年 度 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計 補
正 予 算 (第 1 号) |

以 上 4 件 関 係 常 任 委 員 会 に 付 託

- 4 散 会 時 刻 午 後 3 時 38 分

令和2年第1回市会臨時会会議事項（第2日）

- 1 開議日時 5月15日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第1号 横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分報告
 以上（付託分）委員会報告どおり承認

市第1号議案 横浜市介護保険条例の一部改正
 市第2号議案 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第1号）
 市第3号議案 令和2年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）
 以上3件（付託分）委員会報告どおり原案可決

請願第5号 緊急事態宣言により経営悪化する各種事業者等に対する支援について
 請願第4号 消毒液の全市民への配付及び高齢者等の生活弱者への支援について
 請願第11号 介護保険料の低所得者減免の算定基準から特別定額給付金を除外することについて
 請願第12号 就学援助制度における特別定額給付金の所得認定からの除外について
 請願第10号 現市庁舎の新型コロナウイルス感染症対応病院への転用について
 以上5件（付託分）委員会報告どおり不採択

市第4号議案 横浜市監査委員の選任
 以上委員会付託を省略、即決にて同意

市第5号議案 横浜市人事委員会委員の選任
 以上委員会付託を省略、即決にて同意

議第3号議案 新型コロナウイルス感染症対策に向けた国予算の積極的かつ継続的な確保と地方公共団体が進める支援対策に必要な財源確保を求める意見書の提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

議 第 1 号 議 案 横 浜 市 会 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

常 任 委 員 の 選 任

以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

常 任 委 員 会 委 員 長 及 び 同 副 委 員 長 2 人 の 選 挙

以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙1）

特 別 委 員 会 報 告 書

以上報告、市長に送付

議 第 2 号 議 案 特 別 委 員 会 の 委 員 の 定 数 の 変 更

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

特 別 委 員 の 選 任

以上議長指名により選任（氏名 別紙2）

特 別 委 員 会 委 員 長 及 び 同 副 委 員 長 2 人 の 選 挙

以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙2）

市 会 運 営 委 員 の 選 任

以上議長指名により選任（氏名 別紙3）

市 会 運 営 委 員 会 委 員 長 及 び 同 副 委 員 長 2 人 の 選 挙

以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙3）

神 奈 川 県 内 広 域 水 道 企 業 団 議 会 議 員 4 人 の 選 挙

以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙3）

神 奈 川 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 員 7 人 の 選 挙

以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙3）

4 閉 会 時 刻 午 後 2 時 54 分

常 任 委 員 会

別紙 1

委員会名	政 策 ・ 総務 財 員 政 会 委	国 際 ・ 経 済 港 員 湾 会 委	市 民 ・ 文 化 観 光 消 費 員 防 会 委	こ ども 青 少 年 育 教 員 会 委	健 康 福 祉 医 員 社 療 会 委	温 暖 化 環 境 資 源 創 造 環 境 策 造 環 境 委	建 築 ・ 都 市 整 備 道 員 路 会 委	水 道 ・ 交 通 会 委 員
定 数	11	11	11	11	11	10	11	10
委 員 長 氏 名 ・ 会 派	関 勝 則 (自 民)	横 山 勇 太 朗 (自 民)	福 島 直 子 (公 明)	斉 藤 伸 一 (公 明)	渡 邊 忠 則 (自 民)	尾 崎 太 (公 明)	黒 川 勝 (自 民)	磯 部 圭 太 (自 民)
副 委 員 長 氏 名 ・ 会 派	藤 崎 浩 太 郎 (立 国)	草 間 剛 (自 民)	高 橋 の り み (自 民)	藤 代 哲 夫 (自 民)	大 岩 真 善 和 (立 国)	大 桑 正 貴 (自 民)	山 本 た か し (自 民)	伊 波 俊 之 助 (自 民)
	源 波 正 保 (公 明)	山 浦 英 太 (立 国)	長 谷 川 琢 磨 (自 民)	大 山 し ょ う じ (立 国)	安 西 英 俊 (公 明)	伏 見 幸 枝 (自 民)	望 月 康 弘 (公 明)	中 島 光 徳 (公 明)
自 民 名	人 員 5	4	5	5	4	4	5	4
	氏 名	川 口 広 小 松 範 昭 酒 井 誠 関 勝 則 松 本 研	草 間 剛 田 野 井 一 雄 福 地 茂 横 山 勇 太 朗	東 み ち よ 梶 村 充 清 水 富 雄 高 橋 の り み 長 谷 川 琢 磨	青 木 亮 祐 斉 藤 達 也 瀬 之 間 康 浩 藤 代 哲 夫 山 田 一 誠	佐 藤 祐 文 鈴 木 太 郎 遊 佐 大 輔 渡 邊 忠 則	大 桑 正 貴 鴨 志 田 啓 介 伏 見 幸 枝 横 山 正 人	黒 川 勝 佐 藤 茂 健 山 下 正 人 山 本 た か し
立 国 名	人 員 2	3	3	3	3	2	2	2
	氏 名	小 粥 康 弘 藤 崎 浩 太 郎	森 ひ ろ た か 谷 田 部 孝 一 山 浦 英 太	今 野 典 人 坂 本 勝 司 長 谷 川 え つ こ	有 村 俊 彦 大 山 し ょ う じ 田 中 ゆ き	大 岩 真 善 和 荻 原 隆 宏 梶 尾 明	ふ じ い 芳 明 麓 理 恵	大 野 ト モ イ 花 上 喜 代 志
公 明 名	人 員 2	2	2	2	2	2	2	2
	氏 名	源 波 正 保 竹 内 康 洋	久 保 和 弘 高 橋 正 治	仁 田 昌 寿 福 島 直 子	斉 藤 伸 一 斎 藤 真 二	安 西 英 俊 木 内 秀 一	尾 崎 太 竹 野 内 猛	加 藤 広 人 望 月 康 弘
共 産 名	人 員 1	1	1	1	1	1	2	1
	氏 名	荒 木 由 美 子	大 貫 憲 夫	宇 佐 美 さ や か	白 井 正 子	北 谷 ま り	河 治 民 夫 古 谷 靖 彦 み わ 智 恵 美	岩 崎 ひ ろ し
ヨ コ 名	人 員		1					
	氏 名		小 幡 正 雄					
立 憲 名	人 員				1			
	氏 名				太 田 正 孝			
井 上 名	人 員							1
	氏 名							井 上 さ く ら
豊 田 名	人 員 1							
	氏 名	豊 田 有 希						
神 奈 川 名	人 員					1		
	氏 名					平 田 い く よ		

特 別 委 員 会

別紙2

委員会名	大都市行財政制度 特別委員会	基 地 対 策 特別委員会	減 災 対 策 推 進 特別委員会	新 た な 都 市 活 力 推 進 特別委員会	健 康 づ く り ・ ポ ー ツ 推 進 特別委員会	郊 外 部 再 生 ・ 活 性 化 特別委員会
定 数	14	15	15	14	14	14
委 員 長 氏名・会派	酒 井 誠 (自 民)	渋谷 健 (自 民)	麓 理 恵 (立 国)	遊 佐 大 輔 (自 民)	竹野内 猛 (公 明)	有 村 俊 彦 (立 国)
副 委 員 長 氏名・会派	荻 原 隆 宏 (立 国) 竹 内 康 洋 (公 明)	中 山 大 輔 (立 国) 加 藤 広 人 (公 明)	清 水 富 雄 (自 民) み わ 智 恵 美 (共 産)	瀬 之 間 康 浩 (自 民) 今 野 典 人 (立 国)	鈴 木 太 郎 (自 民) 川 口 広 (自 民)	松 本 研 (自 民) 小 松 範 昭 (自 民)
自 民	人 員	6	6	6	6	6
	氏 名	伊 波 俊 之 助 佐 藤 茂 酒 井 誠 関 勝 則 長 谷 川 琢 磨 藤 代 哲 夫	東 みちよ 梶 村 充 草 間 剛 興 石 且 子 渋谷 健 山 本 たかし	磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 黒 川 勝 佐 藤 祐 文 清 水 富 雄 山 田 一 誠	鴨 志 田 啓 介 瀬 之 間 康 浩 古 川 直 季 山 下 正 人 遊 佐 大 輔 渡 邊 忠 則	青 木 亮 祐 川 口 広 斉 藤 達 也 鈴 木 太 郎 高 橋 のりみ 横 山 正 人
立 国	人 員	3	3	4	3	4
	氏 名	大 野 トモイ 荻 原 隆 宏 藤 崎 浩 太 郎	梶 尾 明 中 山 大 輔 花 上 喜 代 志	大 岩 真 善 和 長 谷 川 え つ こ 麓 理 恵 望 月 高 徳	今 野 典 人 田 中 ゆ き 谷 田 部 孝 一	大 山 し ょ う じ 小 粥 康 弘 ふ じ い 芳 明
公 明	人 員	3	3	3	2	2
	氏 名	尾 崎 太 高 橋 正 治 竹 内 康 洋	加 藤 広 人 行 田 朝 仁 源 波 正 保	木 内 秀 一 斉 藤 伸 一 中 島 光 徳	福 島 直 子 望 月 康 弘	斎 藤 真 二 竹 野 内 猛 仁 田 昌 寿
共 産	人 員	1	2	2	1	2
	氏 名	古 谷 靖 彦	荒 木 由 美 子 宇 佐 美 さ や か	岩 崎 ひ ろ し み わ 智 恵 美	白 井 正 子	北 谷 ま り
ヨ コ	人 員	1				
	氏 名	小 幡 正 雄				
立 憲	人 員				1	
	氏 名				太 田 正 孝	
井 上	人 員				1	
	氏 名				井 上 さ く ら	
豊 田	人 員				1	
	氏 名				豊 田 有 希	
神 奈	人 員		1			
	氏 名		平 田 い く よ			

別紙3

委員会等		市会運営委員会	神奈川県内 神奈川企業団員 後期高齢者医療 広域水道企業団員 広域連合議会議員	神奈川県 神奈川高齢者医療 広域連合議会議員
定数		16	4	7
委員長 氏名・会派		山下正人 (自民)		
副委員長 氏名・会派		望月高德 (立国) 行田朝仁 (公明)		
自 民	人員	7	2	2
	氏名	磯部圭太 草間剛昭 小松範則 関勝則 山下正人 横山勇太郎 渡邊忠則	佐藤茂 渋谷健	草間剛 山本たかし
立 国	人員	4	1	2
	氏名	有村俊彦 坂本勝司 藤崎浩太郎 望月高德	花上喜代志	藤崎浩太郎 山浦英太
公 明	人員	3	1	2
	氏名	安西英俊 行田朝仁 久保和弘	斎藤真二	安西英俊 望月康弘
共 産	人員	2		1
	氏名	河治民夫 古谷靖彦		北谷まり
ヨ コ	人員			
	氏名			
立 憲	人員			
	氏名			
井 上	人員			
	氏名			
豊 田	人員			
	氏名			
神 木	人員			
	氏名			